

2014年1月31日 No.2

手話言語法ニュース

意見書提出に関する各地の動き

パーフェクト（全会一致）で採択！（秋田）

手話言語法推進秋田市地域本部を立上げ、「手話でGO！」のパンフをすべての秋田市議会議員（39名）に配布すべく、訪問計画を立て、約9割の議員を直接訪問しました。直接訪問することで手話でのコミュニケーションについて議員の方に関心を持ってもらえました。

運動期間中に成立した鳥取県や石狩市の「手話言語条例」は大きな自信と励みになりました。

「せめて秋田市の陳情採択はパーフェクトで」をモットーに頑張った結果、全議員の賛成で採択され、傍聴した参加者全員で喜び合いました。

顔見知りになった議員は採択終了後に「ありがとう」「お疲れ様」など手話でお礼を表現してくれ、事務方として同席していた秋田市障がい福祉課長からも「よかったな」と運動へのねぎらいの言葉をもらいました。

この手話言語法推進秋田市地域本部には、昨春、協会の役員に選ばれたばかりの青年部のメンバーを入れました。

最初は何も分からなかった彼ら（彼女ら）が、先輩役員と議員訪問に同行することで、「手話」に対する自分の考えを持てるようになりました。「自分たちからお願いした運動だから」と、最初から最後まで運動を見届けることで運動の大事さを学ぶことができました。

顧問に相談して（熊本）

20 数年前から県議と市議を熊本協会の顧問にしており、その顧問に相談して熊本県はろうあ協会の名前で請願。顧問の県議と紹介議員が提案し採択。熊本市の場合は顧問の議員名で提案、他に10人の市議を集めて請願し採択することができました。

都道府県議会では、全国トップ（富山）

「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書」を富山県議会議員の五十嵐 務先生（自民党）に紹介議員になって頂き、11月21日に、県議会へ提出しました。

11月県議会は11月27日に始まり、12月13日に閉会しましたが、最終日の13日に、都道府県議会では全国のトップをきって手話言語法制定の意見書が採択されました。



請願書の要旨は①手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に示す。②日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話が使え社会環境の整備。③手話を言語として普及・研究できる環境の整備。以上の内容を盛り込んだ手話言語法（仮称）を制定すること。

当日は石倉理事長をはじめ6名が県議会の手話通訳派遣制度を利用して傍聴しました。次は2014年3月の各市町村議会に請願の採択をめざして取り組みます

事務局・一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

手話言語法推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・原田洋行



富山議会傍聴の様子

石川県全市町村の100%採択へ猛進中！

現在、石川県では全市町村の意見書採択に向け、雪の中を全力で取り組んでいます。今年度中には県内全市町村が意見書採択の見込みです。

条例の動き

ワークチーム発足（三重県松阪市）

三重県松阪市では条例制定に向けワークチームが発足しました。1月中に条例の文案をかため2月にはパブリックコメントを募集し今年の4月1日施行をめざしているそうです。

条例を知ってもらい親しんでもらうため、1月末に条例の名称を市民に街頭アンケートを行いました。NHKのHPでもその様子を見ることができます。

